

川 内 川 水 系 河 川 整 備 基 本 方 針
本 文 新 旧 対 照 表 (案)

令和 8 年 7 月 2 7 日

(国土交通省 水管理・国土保全局)

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
1	川内川水系河川整備基本方針 平成 1 9 年 4 月 国土交通省河川局	川内川水系河川整備基本方針 (変更) 令和 8 年●月 国土交通省 水管理・国土保全局	

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
2	目 次 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・・・・・・・ 1 （1）流域及び河川の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 （2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針・・・・・・ 6 ア 災害の発生の防止又は軽減・・・・・・・・・・・・ 7 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持・・・・ 9 ウ 河川環境の整備と保全・・・・・・・・・・・・・・ 9 2. 河川の整備の基本となるべき事項・・・・・・・・・・・・ 12 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への 配分に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 （2）主要な地点における計画高水流量に 関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13 （3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形 に係る川幅に関する事項・・・・・・・・・・・・・・ 14 （4）主要な地点における流水の正常な機能を維持 するため必要な流量に関する事項・・・・・・・・・・ 15 （参考図）川内川水系図巻末	目 次 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 （1）流域及び河川の概要 （2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 ア 災害の発生の防止又は軽減 イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持 ウ 河川環境の整備と保全 2. 河川の整備の基本となるべき事項 （1）基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への 配分に関する事項 （2）主要な地点における計画高水流量に 関する事項 （3）主要な地点における計画高水位及び計画横断形 に係る川幅に関する事項 （4）主要な地点における流水の正常な機能を維持 するため必要な流量に関する事項 （参考図）川内川水系図巻末	

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
3	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
4	(1) 流域及び河川の概要	(1) 流域及び河川の概要	
5	川内川は、その源を熊本県球磨郡あさぎり町の白髪岳（標高 1,417m）に発し、羽月川、隈之城川等の支川を合わせ川内平野を貫流し薩摩灘へ注ぐ、幹川流路延長 137 km、流域面積 1,600km の一級河川である。	川内川は、その源を熊本県球磨郡あさぎり町の白髪岳（標高 1,417m）に発し、羽月川、隈之城川等の支川を合わせ川内平野を貫流し薩摩灘へ注ぐ、幹川流路延長 137 km、流域面積 1,600km ² の一級河川である。	
6	その流域は、東西に長く帯状を呈し、熊本県、宮崎県、鹿児島県の 3 県、6 市 5 町にまたがり、山地等が約 77%、水田や畑地等が約 13%、宅地等が約 10%となっている。	その流域は、東西に長く帯状を呈し、熊本県、宮崎県、鹿児島県の 3 県にまたがり、薩摩川内市をはじめとする 6 市 4 町からなり、流域関係市町の人口は平成 7 年（1995 年）の約 45 万人をピークに令和 2 年（2020 年）は約 38 万人へと近年は微減傾向にある。一方、高齢化率は約 22%から約 34%となっており、高齢化は進行している傾向にある。流域の土地利用は、山林等が約 71%、水田や畑地等農地が約 17%、宅地等の市街地が約 7%で、下流の川内駅周辺では、土地区画整理事業等により市街地化が進んでいる。	・市町村合併の反映 ・人口と高齢化率の推移を追記
7	流域内の拠点都市である上流部の宮崎県えびの市では、九州自動車道、宮崎自動車道等、下流部の鹿児島県薩摩川内市では、JR 九州新幹線、国道 3 号等基幹交通施設に加え、南九州西回り自動車道が整備中であり交通の要衝となっている。 西諸県盆地に位置するえびの市は、クルソン峡や京町温泉等の豊かな観光資源や史跡、神社・仏閣等の歴史的資源にも恵まれ、中上流部の湧水町、大口市、さつま町では、稲作等	流域内の拠点都市である上流部の宮崎県えびの市では、九州自動車道、九州縦貫自動車道宮崎線、下流部の鹿児島県薩摩川内市では、JR 九州新幹線、南九州西回り自動車道、国道 3 号等基幹交通施設に加え、JR 肥薩線・JR 吉都線が湧水町及びえびの市、肥薩おれんじ鉄道線及び JR 鹿児島本線が薩摩川内市を通っており、交通の要衝となっている。 西諸県盆地に位置するえびの市は、クルソン峡や京町温泉等の豊かな観光資源や史跡、神社・仏閣等の歴史的資源に	・時点修正 ・表現の適正化 ・交通についての追記 ・市町村合併の反映 ・蘭牟田池自然公園を追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	の農業や温泉等による観光産業が盛んである。また、下流部の薩摩川内市では、製紙業、電子部品製造業等の第二次産業の集積が見られるなど、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。さらに、霧島屋久国立公園、川内川流域県立自然公園等の豊かな自然環境に恵まれていることから、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	も恵まれ、中上流部の湧水町、伊佐市、さつま町では、稲作等の農業や温泉等による観光産業が盛んである。また、下流部の薩摩川内市では、製紙業、電子部品製造業等の第二次産業の集積が見られるなど、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。さらに、霧島錦江湾国立公園、川内川流域県立自然公園、蘭牟田池自然公園等の豊かな自然環境に恵まれている。このように、本水系の治水・利水・環境についての意義は極めて大きい。	
8	川内川流域の上流部は、霧島山系と白髪山系にはさまれ、約 33 万年前に起こった巨大噴火によって生じた加久藤カルデラの一部では西諸県盆地等が形成されるなど、過去の度重なる火山活動や地殻変動により盆地と峡谷が交互に現れる特異な地形をなしている。中流部は、峡谷状の地形をなし、山間狭窄部を蛇行しながら流下し、河川沿いには谷底平野が形成されている。下流部は、薩摩川内市街地部が広がる川内平野を緩やかに流れ、河口付近で山地や丘陵地と近接しながら薩摩灘に注ぐ。また全川を通じて、狭窄部を挟んで複数の盆地がひょうたん型に直列に繋がる地形をなしている。	川内川流域の上流部は、霧島山系と白髪山系にはさまれ、約 33 万年前に起こった巨大噴火によって生じた加久藤カルデラの一部では西諸県盆地等が形成されるなど、過去の度重なる火山活動や地殻変動により盆地と峡谷が交互に現れる特異な地形をなしている。中流部は、峡谷状の地形をなし、川内川は山間狭窄部を蛇行しながら流下し、河川沿いには谷底平野が形成されている。下流部は、薩摩川内市街地部が広がる川内平野を緩やかに流れ、河口付近で山地や丘陵地と近接しながら薩摩灘に注ぐ。また全川を通じて、狭窄部を挟んで複数の盆地がひょうたん型に直列に繋がる地形をなしている。	・表現の適正化
9	河床勾配は、中流部の鶴田ダムを境に上流部と中下流部に分かれ、上流部は約 1/300～約 1/2,000 の勾配であり、中流部では約 1/100～約 1/1,500、下流部では約 1/5,000 の緩勾配である。全川を通じて狭窄部等を挟み緩流河川が階段状に	川内川の河床勾配は、中流部の鶴田ダムを境に上流部と中下流部に分かれ、上流部は約 1/300～約 1/2,000 の勾配であり、中流部では約 1/100～約 1/1,500、下流部では約 1/5,000 の緩勾配である。全川を通じて狭窄部等を挟み緩流河川が階	・表現の適正化

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	連なった状態を呈している。	段状に連なった状態を呈している。	
10	流域の地質は、上流部では、中生代の堆積岩を加久藤火山と霧島火山起源の火山岩等が覆っている。中流部では、凝灰岩質粘板岩および入戸火砕流堆積物、下流部では、安山岩質の火山噴出物が広く分布している。また、火山噴出物等からなる灰白色のシラスが、上流部の南側斜面及び中下流部一帯を広く覆っている。	流域の地質は、上流部では、中生代の堆積岩を加久藤火山と霧島火山起源の火山岩等が覆っている。中流部では、凝灰岩質粘板岩および入戸火砕流堆積物、下流部では、安山岩質の火山噴出物が広く分布している。また、火山噴出物等からなる灰白色のシラスが、上流部の南側斜面及び中下流部一帯を広く覆っている。	
11	流域の気候は、上流部が山地型、中下流部が西海型気候区に属し、平均年間降水量は約 2,800mm と多く、降水量の大部分は梅雨期と台風期に集中している。	流域の気候は、上流部が山地型、中下流部が西海型気候区に属し、年平均降水量は約 3,200mm（平成 27 年（2015 年）～令和 6 年（2024 年））で全国平均約 1,700 mm の約 1.9 倍と多く、降水量の大部分は梅雨期に集中している。	・時点修正 ・西暦の追記 ・表現の適正化 ・統計年の記載
12	源流付近は、スギ、ヒノキの植林地が広がり、溪流環境を形成し、ヤマメ等が生息している。	源流付近は、スギ、ヒノキの植林地が広がり、溪流環境を形成し、ヤマメ等が生息している。	
13	源流から鶴田ダムまでの上流部は、西諸県盆地、大口盆地におおくちに広がる田園地帯を緩やかに蛇行する開放的な河川空間を有し、狭窄部や大小の滝を交えながら流れる。整備された堤防や護岸の区間が多いものの、河川内には瀬、淵、ワンドや水際草地が形成され、オイカワ等が生息している。また、湯の尾滝から曾木の滝までの区間を中心に、河床には国指定天然記念物のチスジノリや県指定天然記念物のカワゴケソウが生育し、カワゴケソウを生息場とするカワゴケミズメイガが生息している。	源流から阿波溪谷までの上流部は、中流部に比べて川幅が狭く、河床勾配が急なため早瀬が多く、ワンド・たまりには絶滅危惧種のミナミメダカ、瀬・淵にはオイカワ等の魚類が生息・繁殖している。河床材料は主に礫であり、整備された護岸と自然河岸が混在するが、砂礫河原や水際草地等の環境が連続し、真幸堰の上流には湛水域が広がる。阿波溪谷は、河床材料は巨石で瀬が連続し、両岸はアラカシ群落等の山付き樹林に囲まれている。阿波溪谷から鶴田ダムまでの区間は、山間部を蛇行しながら流れており、河床材料は主に礫で、流れは比較的速く、瀬・淵、湛水域が見られる。早瀬は少な	・表現の適正化 ・生物種名を更新 ・絶滅危惧種（環境省 RL の VU 以上の種）について「絶滅危惧種の」を追記 ・蘭牟田池の特徴を追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		く、平瀬が多く存在し、イカルチドリが生息する砂礫河原や絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウが生息・繁殖するツルヨシ群集等の湿生植物帯が分布している。湯之尾^{ゆのお}滝から曾木^{そぎ}の滝までの区間を中心に、国指定天然記念物であるチスジノリ発生地があり、絶滅危惧種で鹿児島県指定天然記念物のカワゴケソウが生育し、カワゴケソウを食草とする絶滅危惧種のカワゴケミズメイガが生息・繁殖している。 薩摩川内市の山地部に位置する蘭牟田池とその周辺は、平成 8 年（1996 年）に全国で初めて絶滅危惧種のベッコウトンボの生息地保護区に指定されている。さらに、蘭牟田池は平成 17 年（2005 年）にラムサール条約湿地に登録されるなど、貴重な動植物の生息・生育・繁殖環境となっている。	
14	鶴田ダムから感潮区間までの中流部は、山間部を蛇行しながら流れる。瀬、淵やワンド、砂礫河原や水際草地、崖地、河畔林や田畑等の多様な環境が縦横断的に連続していることから、多様な動植物の生息地・生育地となっている。瀬にはアユ等、淵にはニゴイ、水際にはカワニナ等が生息し、カワニナを餌とするゲンジボタルが生息している。河岸に繁茂するアラカシやメダケ等の河畔林はカワセミ等鳥類の止まり木となっており、沿川の山地にはタヌキ等が生息している。	中流部は、山間部を蛇行しながら流れている。流れは比較的速く、瀬・淵やワンド・たまり、砂礫河原や水際草地、崖地、河畔林や田畑等の多様な環境が縦横断的に連続していることから、多様な動植物の生息・生育・繁殖地となっており、絶滅危惧種のマナヅルのねぐらにも利用されている。瀬にはアユの産卵場が形成され、淵にはニゴイ、水際の緩流域にはカワニナ等の貝類、カワニナを餌とするゲンジボタルが生息・繁殖している。河岸に繁茂するアラカシやメダケ等の河畔林はカワセミ等鳥類の止まり木や、ゲンジボタルの生息場となっている。	・表現の適正化 ・生物種名を更新 ・絶滅危惧種（環境省 RL の VU 以上の種）について「絶滅危惧種の」を追記
15	感潮区間である下流部は、スズキやボラ等の汽水・海水魚	下流部は、緩やかな流れの水面が広がり、瀬や淵はほとん	・表現の適正化

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	が生息し、河岸にはケフサイソガニ等が生息する干潟やヨシ、オギ等の草本群落が分布する。河口付近の山地にはスダジイ、アラカシ等の樹林が繁茂し、ミサゴ等が生息している。	どない。河床材料は主に砂であり、感潮区間の上端付近では礫が多く、19.0k 付近の左岸には、絶滅危惧種のヤマトシマドジョウ等の魚類が生息・繁殖する大きなワンドが形成されている。潮汐の影響により 2.0k 付近の左右岸には、干潮時に砂質の干潟が出現し、絶滅危惧種のトビハゼ等の魚類やケフサイソガニ等の底生動物が生息・繁殖している。河口付近の塩沼地にはハマボウが生育し、山地にはスダジイ、アラカシ等の樹林が繁茂し、ミサゴ等が生息している。 なお、特定外来生物として魚類ではカダヤシ、ブルーギル、オオクチバス、植物ではオオキンケイギク、オオフサモ、ボタンウキクサ等が確認されており、在来種の生息・生育・繁殖環境への影響が懸念されている。	・生物種名を更新 ・絶滅危惧種（環境省 RL の VU 以上の種）について「絶滅危惧種の」を追記 ・特定外来生物の記載
16	川内川水系における本格的な治水事業は、大きな被害を招いた昭和 2 年洪水を契機として昭和 6 年より直轄河川改修事業に着手し、薩摩川内市^{たいへい}太平橋地点における計画高水流量を 3,500m³/s とし、薩摩川内市^{しらはま}白浜より下流域について、堤防の新設、河道の掘削及び水衝部に護岸等を整備した。その後、昭和 18 年 9 月の洪水を契機として、昭和 23 年に上流区間を直轄事業区域に編入し、羽月川合流後の下殿^{しもどの}地点において、計画高水流量を 3,100m³/s とし、堤防の新設、河道の掘削及び護岸等を整備し、菱刈^{ひしかり}地区における捷水路の開削工事に着手した。昭和 34 年には下流部の川内地点において基本高水のピーク流量を 4,100m³/s とし、このうち鶴田ダムによ	川内川水系における本格的な治水事業は、大きな被害を招いた昭和 2 年（1927 年）洪水を契機として昭和 6 年（1931 年）より直轄河川改修事業に着手し、薩摩川内市^{たいへい}太平橋地点における計画高水流量を 3,500m³/s とし、薩摩川内市^{しらはま}白浜より下流域について、堤防の新設、河道の掘削及び水衝部に護岸等を整備した。その後、昭和 18 年（1943 年）9 月の洪水を契機として、昭和 23 年（1948 年）に上流区間を直轄事業区域に編入し、羽月川合流後の下殿^{しもどの}地点において、計画高水流量を 3,100m³/s とし、堤防の新設、河道の掘削及び護岸等を整備し、菱刈^{ひしかり}地区における捷水路の開削工事に着手した。昭和 34 年（1959 年）には下流部の川内地点において基本高水	・西暦の追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	り 600m ³ /s を調節して河道への配分流量を 3,500m ³ /s とする計画の改定を行い、この計画に基づき、鶴田ダムの建設を実施した。	のピーク流量を 4,100m ³ /s とし、このうち鶴田ダムにより 600m ³ /s を調節して河道への配分流量を 3,500m ³ /s とする計画の改定を行い、この計画に基づき、鶴田ダムの建設を実施した。	
17	この計画は、昭和 39 年の新河川法施行に伴い、昭和 41 年に策定された工事実施基本計画に引き継がれた。	この計画は、昭和 39 年（1964 年）の新河川法施行に伴い、昭和 41 年（1966 年）に策定された工事実施基本計画に引き継がれた。	・西暦の追記
18	その後、工事実施基本計画は昭和 47 年 7 月等の洪水の発生や流域の開発等を踏まえ、昭和 48 年に川内地点における基本高水のピーク流量を 9,000m ³ /s とし、そのうち鶴田ダム及び中流ダム群により 2,000m ³ /s を調節し、計画高水流量を 7,000m ³ /s とする現計画を策定した。以降、この計画に基づき鶴田ダムの発電容量の一部を治水容量に変更する再開発、山間狭窄部を挟んで上下流の治水安全度のバランスを考慮した堤防の新設及び拡築、河道の掘削、分水路及び捷水路の開削等を実施している。特に薩摩川内市では、大規模な引堤を実施している。	その後、工事実施基本計画は昭和 47 年（1972 年）7 月等の洪水の発生や流域の開発等を踏まえ、昭和 48 年（1973 年）に川内地点における基本高水のピーク流量を 9,000m ³ /s とし、そのうち鶴田ダム及び中流ダム群により 2,000m ³ /s を調節し、計画高水流量を 7,000m ³ /s とする現計画を策定した。以降、この計画に基づき鶴田ダムの発電容量の一部を治水容量に変更する再開発、山間狭窄部を挟んで上下流の治水安全度のバランスを考慮した堤防の新設及び拡築、河道の掘削、分水路及び捷水路の開削等を実施した。特に薩摩川内市では、地域住民との合意形成のもと、土地区画整理事業や都市計画道路事業等のまちづくりと一体となった大規模な引堤事業を実施している。	・西暦の追記 ・表現の適正化 ・引堤事業の実施にあたっての地域住民との合意形成について追記
19	こうした治水事業を展開してきたものの、平成 5 年 8 月（床上浸水 170 戸、床下浸水 423 戸）、平成 9 年 9 月（床上浸水 267 戸、床下浸水 223 戸）、平成 17 年 8 月（床上浸水 37 戸、床下浸水 144 戸）、さらに、平成 18 年 7 月には観測史上	こうした治水事業を展開してきたものの、平成 5 年（1993 年）8 月に床上浸水 170 戸・床下浸水 423 戸、平成 9 年（1997 年）9 月に床上浸水 264 戸・床下浸水 223 戸の浸水被害が発生したことから、床上浸水対策特別緊急事業により、 ^{とどろき} 轟 狭	・時点修正 ・西暦の追記 ・表現の適正化 ・激特事業における地域住民との合意形成について追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	最大の洪水により床上浸水 1,848 戸、床下浸水 499 戸、浸水戸数合計 2,347 戸に及ぶ甚大な被害が発生した。	窄部の開削、永山地区等の河道掘削及び築堤を実施した。その後、平成 17 年（2005 年）8 月に床上浸水 37 戸・床下浸水 144 戸、さらに、平成 18 年（2006 年）7 月には観測史上最大の洪水により床上浸水 1,816 戸、床下浸水 499 戸、浸水戸数合計 2,315 戸に及ぶ甚大な被害が発生したことから、河川激甚災害対策特別緊急事業（激特事業）および鶴田ダム再開発事業を実施した。激特事業の一環である曾木の滝分水路、推進分水路、さつま町虎居地区堤防の整備では、「あたかも自然が創り出したかのような景観」（曾木の滝分水路）、「地域の史跡虎居城の石垣を再現した堤防や分水路」（さつま町虎居地区堤防・推進分水路）のコンセプトのもと、学識者から専門的な助言を得るとともに、地域住民等と合意形成を図りながら事業を実施した。整備により河川の流下能力が向上した推進分水路では、形成された湿地環境で多様な動植物の生息・生育が確認されている。	記
20		平成 9 年（1997 年）の河川法改正に伴い、平成 19 年（2007 年）に策定した川内川水系河川整備基本方針は、基準地点川内における基本高水のピーク流量を $9,000\text{m}^3/\text{s}$ と定め、鶴田ダム等の洪水調節施設により $2,000\text{m}^3/\text{s}$ を洪水調節することとし、計画高水流量を $7,000\text{m}^3/\text{s}$ とした。 平成 21 年（2009 年）7 月には、河道整備流量を基準地点川内で $6,000\text{m}^3/\text{s}$ とする川内川水系河川整備計画【国管理区間】を策定した。この計画に基づき、河道掘削、築堤や分水	・河川整備基本方針及び河川整備計画に関する記載の追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		路整備等を実施している。	
21		平成 27 年 9 月関東・東北豪雨（2015 年）を受けて、平成 27 年（2015 年）12 月に策定された「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、平成 28 年（2016 年）3 月に「川内川水防災意識社会再構築協議会」を組織し、「水防災意識社会の再構築」を目的に国、県、市町が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的・計画的に推進してきた。 令和 2 年（2020 年）には、流域内にある 4 基の既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、河川管理者、ダム管理者等の関係利水者等と「川内川水系治水協定」を令和 2 年（2020 年）5 月に締結するなど、洪水調節機能の強化を推進している。	・水防災意識社会再構築に関する取組の追記 ・治水協定の追記
22		さらに、気候変動の影響による水害の頻発化・激甚化を踏まえ治水対策を抜本的に強化するため、「川内川水系流域治水協議会」を設置し、令和 3 年（2021 年）3 月に「川内川水系流域治水プロジェクト」を策定・公表し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、浸水リスクが高いエリアにおける土地利用・住まい方の工夫、水害リスク情報の提供及び迅速かつ的確な避難と被害最小化を図る取組、ため池や水田等の貯留機能の向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。 その後、流域治水の取組を更に加速化・深化させるため、	・流域治水プロジェクトの追記 ・川内川水系の総合的な内水対策を考える連絡会の追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		令和 6 年（2024 年）3 月に「川内川水系流域治水プロジェクト 2.0」への更新を行った。 また、令和 3 年（2021 年）7 月の出水により川内川水系の各地で内水被害が発生したことを受け、今後の内水氾濫の解消に向けて、国・県・市町が連携し、総合的な内水対策の調査検討を実施していくことを目的とし、川内川水系流域治水協議会の下部組織として、「川内川水系の総合的な内水対策を考える連絡会」を設置した。	
23		流域治水プロジェクトを進めるにあたって、流域内の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、治水対策における多自然川づくりや自然再生、生態系ネットワークの形成、川を活かしたまちづくり等の取組により、水害リスクの低減に加え、魅力ある地域づくりに取り組んでいる。 流域治水の具体の取組として、川内川水系隈之城川等（計 6 河川）を令和 6 年（2024 年）11 月に特定都市河川に指定した。また、令和 7 年（2025 年）6 月に隈之城川流域水害対策協議会を設立し、流域内のあらゆる関係者が協働し総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の策定に向けて協議を行っている。さらに、薩摩川内市では令和 6 年（2024 年）4 月に立地適正化計画を改定し、「居住誘導区域・都市機能誘導区域」から「土砂災害特別警戒区域」、「家屋倒壊等氾濫想定区域」の範囲を除	・流域治水プロジェクトの追記 ・グリーンインフラの追記 ・隈之城川「特定都市河川指定」、「隈之城川流域水害対策協議会」の追記 ・立地適正化計画（具体）の追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		外するなど、災害リスクを回避する取組を進めている。 また、平成 24 年度（2012 年度）に「川内川水防災河川学習プログラム検討会」を設立し、教育現場・行政・研究機関と連携しながら小学生を対象とした体系的で横断的な防災教育の学習プログラム開発を行い、教育現場での導入を図った。自主防災組織においては、地域住民が主体となり、地区防災計画の策定やマイハザードマップの作成等、防災・減災の啓発活動を実施している。	・ 防災教育等について追記
24	砂防事業については、川内川上流及び支川において宮崎県が昭和 15 年、鹿児島県が昭和 24 年から砂防堰堤等を整備している。	砂防事業については、川内川上流及び支川において宮崎県が昭和 15 年（1940 年）、鹿児島県が昭和 24 年（1949 年）から砂防堰堤等を整備しており、土砂災害の防止や土砂流出抑制等、重要な役割を果たしている。	・ 西暦の追記 ・ 砂防事業の状況等の記載を追加
25	河川水の利用については、農業用水として約 7,200ha に及ぶ耕地に利用されている。水道用水としては、薩摩川内市、さつま町に供給され、鉱工業用水としては、薩摩川内市で利用されている。また、神子発電所を含む 5 箇所の発電所により、総最大出力約 143,800kW の発電が行われている。	河川水の利用については、農業用水として約 7,400ha に及ぶ耕地に利用されている。水道用水としては、薩摩川内市、さつま町に供給されている。また、神子発電所を含む 7 箇所の発電所により、総最大出力約 144,000kW の発電が行われている。	・ 時点修正
26	なお、湧水町の丸池湧水公園等で見られるような多くの湧水が流入していることもあり、倉野橋地点における平均渇水流量の比流量は約 $1.9\text{m}^3/\text{s}/100\text{km}^2$ と、流況は良く、現状において河川水の利用に必要な流量は概ね確保されている。	なお、湧水町の丸池湧水公園等で見られるような多くの湧水が流入していることもあり、倉野橋地点における平均渇水流量の比流量は約 $2.1\text{m}^3/\text{s}/100\text{km}^2$ と、流況は良く、現状において河川水の利用に必要な流量は概ね確保されている。	・ 時点修正
27	水質については、中郷地点から上流は A 類型、中郷地点から河口までは B 類型に指定され、いずれの地点も環境基準	水質については、川内川水系における水質環境基準の類型指定は、本川は A 類型に指定されており、BOD(75%値)でみる	・ 時点修正 ・ 表現の適正化

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	を満足している。水質については、中郷 ^{ちゅうごう} 地点から上流は A 類型、中郷地点から河口までは B 類型に指定され、いずれの地点も環境基準を満足している。	と環境基準を満足しており、良好な状態に保たれている。 鶴田ダム貯水池は、環境基準の湖沼 A 類型および湖沼Ⅳ類型（T-P のみ）に指定されており、生活環境項目は、大腸菌群数を除いて、湖沼 A 類型を満足している。また、T-P は湖沼Ⅳ類型を満足している。	・鶴田ダム貯水池の水質状況を追加
28	河川の利用については、曾木の滝、湯之尾滝等の景勝地における観光、高水敷や堤防における散策やスポーツ、ボートレース大会、花火大会、ホテル鑑賞等のイベント、アユ漁などに利用されており、堤防や高水敷での利用割合がほとんどを占める。	河川の利用については、曾木の滝や湯之尾滝等の景勝地における観光、高水敷や堤防を中心とした散策やスポーツ、ホテル鑑賞、ボートレースや花火大会等のイベント会場、アユ漁などで利用されている。	・時点修正 ・表現の適正化
29	近年では、「川内川を日本一の清流に」をスローガンに河川愛護意識や環境意識を高めることを目的とし「川内川子ども環境ネットワーク」が設立されており、住民団体や小中学生による生物調査や水質調査等の環境学習活動の場として利用されている。また、川に関する活動を行う住民団体等により、相互の連携強化や流域全体の情報を共有化することを目的とした情報誌の発行等が行われている。下流部の薩摩川内市においては、「水景文化都市」をまちづくりの基本目標とし、川内川を教育文化形成のための重要な教材と位置付け、良好な景観及び環境の形成を目指している。	さらに、「川内川を日本一の清流に」をスローガンに河川愛護意識や環境意識を高めることを目的とし「川内川子ども環境ネットワーク」が設立されており、住民団体や小中学生が生物調査や水質調査等の環境学習活動を行う場所にもなっている。 近年では、市町が連携することで地域が元気になり、地域が活性化していくことを目的として、天辰 ^{あまたつ} 地区、宮之城 ^{みやのじょう} 屋地・虎居 ^{やち とらい} 地区、曾木の滝周辺、湯之尾地区、轟 ^{きょうまち} 地区、京町 ^{おんせん} 温泉地区等の計 15 地区において、水系一貫、流域一体での「かわまちづくり」を推進している。鶴田ダムでは、ダム堤体内の見学や遊覧船の運航など、インフラツーリズムにより河川インフラの重要性を発信するとともに、流域内外からの観光客の誘致を通じた地域経済の活性化を推進している。	・表現の適正化 ・かわまちづくりの追記 ・鶴田ダムのインフラツーリズムを追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		また、川内川では相互の連携強化や流域全体の情報を共有化することを目的とした情報誌の発行等、地域に根差した様々な住民活動が行われている。	
30	（２） 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	（２） 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
31	川内川水系では、未曾有の被害をもたらした平成 18 年 7 月洪水等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川等の整備を図る。また、自然豊かな河川環境を保全、継承するとともに、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民との連携を強化し、河川の多様性を意識しつつ治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。	川内川水系は、鹿児島県最大の流域面積を有し、北薩地域の交通・産業・経済・文化の拠点として、中心的な役割を果たす薩摩川内市を流域に抱え、下流の川内平野に人口が集中しており、JR 九州新幹線、南九州西回り自動車道、国道 3 号等基幹交通施設に加え、肥薩おれんじ鉄道線及び JR 鹿児島本線が通っており、交通の要衝となっている。また、クルソン峡、国指定天然記念物であるチスジノリ発生地、「東洋のナイアガラ」とも称される曾木の滝が位置する上流部、山間部を流れ、「天保の川ざらえ」の歴史が残る宮之城の轟の瀬やゲンジボタルの生息等多様な環境が特徴的な中流部、スポーツやイベント等でにぎわう水辺空間が広がる下流部といったように、上流から下流に至るまで変化に富む川内川は、社会・経済・文化・環境の基盤を支える重要な河川である。 このため、気候変動の影響により頻発化・激甚化する水災害に対し洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう、既存施設等を効率的かつ効果的に運用しつつ、河川や洪水調節施設の整備を図る。 具体的には、気候変動に伴う外力の増加に対しては、これ	・気候変動の影響を考慮する観点を追記 ・これまで培われた地域住民との信頼関係について追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		までと同様に地域住民との合意形成を積み重ね、まちづくりと一体となった引堤による河道の流下能力の向上や鶴田ダムをはじめとする既存施設の一層の洪水調節機能の強化に加え新たな貯留機能の確保を図る。 また、川内川らしい豊かな自然環境や流域住民とともに創り上げてきた河川空間、河川景観を保全・継承しつつ、これら資源を生かして、流域の風土、歴史、文化を踏まえ、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指す。 これらのため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開することにより持続可能で強靱な社会の実現を目指す。	
32		また、想定し得る最大規模までのあらゆる洪水に対し、人命を守り、経済被害を軽減するため、河川の整備の基本となる洪水の氾濫を防ぐことに加え、あらゆる洪水に対し、氾濫の被害をできるだけ減らすよう河川整備等を行う。さらに、集水域と氾濫域を含む流域全体で、あらゆる関係者が協働して行う総合的かつ多層的な治水対策を推進するため、関係者の合意形成を推進する取組の実施や、自治体等が実施する取組の支援を行う。 本川及び支川の整備にあたっては、本支川及び上下流バランスや沿川の土地利用の将来像と一体となった貯留・遊水機能の確保を考慮した整備を通じ、それぞれの地域で安全度の	・ 流域治水の観点を追記 ・ 関係機関や地域住民との連携した推進について追記 ・ No57 から移動 ・ 表現の適正化

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		向上・確保を図りつつ、流域全体で水災害リスクを低減するよう、水系として一貫した河川整備を行う。 そのため、大臣及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に隣接する背後地において市町等と連携して行う対策については、行政間並びに地域との連絡調整を通じて相互の理解を深めることで円滑かつ効果的に推進するとともに、流域治水協議会や様々なツールの活用により、進捗状況の情報共有の更なる強化を図る。	
33		川内川水系の特性を踏まえた流域治水の推進のため、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等については、関係機関の適切な役割分担のもと自治体が行う土地利用規制、立地の誘導等と連携・調整し、住民と合意形成を図るとともに、沿川における保水・貯留・遊水機能の確保については、特定都市河川浸水被害対策法等に基づく計画や規制の活用を含めた検討を行う。	・ 特定都市河川の指定も含めた検討について追記
34		なお、気候変動の影響が顕在化している状況を踏まえ、官学が連携して水理・水文や土砂移動、水質、動植物の生息・生育・繁殖環境に係る観測・調査を継続的に行い、温暖化に対する流域の降雨・流出特性や洪水の流下特性、降雨量及び海面上昇等のリスクの変化や、河川生態系、流況及び水利用等への影響の把握・予測に努め、これらの情報を流域の関係者と共有し、施策の充実を図る。 併せて、流域全体で総合的かつ多層的な治水対策を推進す	・ 気候変動の影響に関するモニタリングを追記 ・ 人材育成の観点を追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		るためには、様々な立場で主体的に参画する人材が必要であることから、大学や研究機関、河川に精通する団体等と連携し、専門性の高い様々な情報を立場の異なる関係者に分かりやすく伝えられる人材の育成にも努める。また、学校教育プログラムの一環として取り組んでいる環境教育や防災教育の取組を継続するとともに、ダムのインフラツーリズム等の機会を通じて防災等に関する人材育成に努める。	
35	このような考えのもとに、河川整備の現状、森林等の流域の状況、地形の状況、砂防や治山工事の実施状況、水害の発生状況、シラスに見られる特殊な地質特性、河川利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、及び河川環境の保全等を考慮し、また、関連地域の社会経済情勢の発展に即応するよう環境基本計画等との調整を図り、かつ、土地改良事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮して、水源から河口まで一貫した計画に基づき、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして河川の総合的な保全と利用を図る。	このような考えのもとに、水源から河口まで一貫した基本方針に基づき、流域のあらゆる関係者とリスク情報を共有し、段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施することによって河川の総合的な保全と利用を図る。 これに際し、河川整備の現状、森林整備の状況、砂防・治山工事の状況、水害発生の状況、シラスに見られる特殊な地質特性、河川の利用の現状（水産資源の保護及び漁業を含む）、流域の歴史、文化並びに河川環境の保全等を考慮し、また、地域の社会、経済情勢との調和や、都市計画、環境基本計画等との調整を図り、国及び県の管理区間でそれぞれが行う河川整備や維持管理に加え、河川区域に接続する沿川の背後地において市町等と連携して行う対策について、相互の連絡調整や進捗状況等の共有を強化し、土地改良事業等の関連事業及び既存の水利施設等の機能の維持に十分配慮する。	・考慮事項の追加 ・表現の適正化
36	治水・利水・環境にわたる健全な水・物質循環系の構築を図るため、流域の水利用の合理化、下水道整備等を関係機関	また、水のもたらす恩恵を享受できるよう、関係する行政等の公的機関、有識者、事業者、団体、住民等の様々な主体	・水循環基本計画を踏まえた表現の修正

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	や地域住民と連携しながら流域一体となって取り組む。	が連携して、流域における総合的かつ一体的な管理を推進し、森林・河川・農地・都市等における貯留・涵養機能の維持及び向上及び安定した水供給・排水の確保、持続的な地下水の保全と利用、水インフラの戦略的な維持管理・更新、水の効率的な利用と有効利用、水環境、水循環と生態系、水辺空間、水文化、水循環と地球温暖化を踏まえた水の適正かつ有効な利用の促進等、健全な水循環の維持又は回復のための取組を推進する。 流域マネジメントの実施にあたっては、治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者が他者を尊重しながら協働して取組を深化させるとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図り、一体的に取り組むことで「水災害による被害の最小化」、「水の恵みの最大化」、「水でつながる豊かな環境の最大化」の実現を図る。	
37	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう適切に行う。このために、河川や地域特性を反映した維持管理に係る計画を定め、実施体制の充実を図る。また、上流から海岸までの総合的な土砂管理の観点から、流域における土砂移動に関する調査研究に取り組む。	河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全及び、地域経済の活性化やにぎわいの創出の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう適切に行う。このため、河川や地域の特性を反映した維持管理にかかる計画を定め、実施体制の充実を図るとともに、河川の状況や社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行う。さらに、予防保全型のメンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させる	・河川の維持管理について追記 ・賑わいの創出の観点を追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		よう努める。	
38		河道内の局所的な堆積や洗掘に伴う河床変動などの土砂移動に関する課題に対し、流域の源頭部から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の観点から、ダムや堰の施設管理者や海岸、砂防、治山関係部局等の関係機関と連携し、流域における河床材料や河床高の経年変化、土砂移動量の定量把握、土砂移動と河川生態系への影響に関する調査・研究に取り組むとともに、砂防堰堤の整備等による過剰な土砂流出の抑制、河川生態系の保全、河道の維持、海岸線の保全に向けた適切な土砂移動の確保等、流域全体での総合的な土砂管理について、関係部局が連携して取り組んでいく。 なお、土砂移動については、気候変動による降雨量の増加等により変化する可能性もあると考えられることから、モニタリングを継続的に実施し、官学が連携して気候変動の影響把握と土砂生産の予測技術の向上に努め、必要に応じて対策を実施していく。 総合的な土砂管理は治水・利水・環境のいずれの面においても重要であり、相互に影響し合うものであることを踏まえて、流域の源頭部から海岸まで一貫した取組を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。	・総合土砂管理の観点の拡充について追記 ・官学が連携した土砂移動の予測技術の向上を追記
39	ア 災害の発生の防止又は軽減	ア 災害の発生の防止又は軽減	
40	災害の発生の防止又は軽減に関しては、狭窄部を挟んで複数	災害の発生の防止又は軽減に関しては、 背後地の人口・	・表現の適正化

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	の盆地がひょうたん型に直列に繋がる特異な地形であることを踏まえ、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが川内川水系の治水の基本であるとの考えのもと、流域の豊かな自然環境や地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防の新設、拡築、河道の掘削等を行い、河積を増大させ、計画規模の洪水を安全に流下させる。築堤材料として使用されているシラスの特徴を踏まえ、堤防の詳細な点検及び堤防の質的強化に関する研究等を実施し、堤防の質的強化を図り、堤防の安全性を確保する。山間狭窄部、支派川の分合流部等については、洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。また、河道で処理できない流量については、既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに、洪水調節施設を整備する。	資産の集積状況をはじめ、河道や沿川の土地利用状況等を踏まえ、狭窄部を挟んで複数の盆地がひょうたん型に直列に繋がる特異な地形であることを考慮して、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることが川内川水系の治水の基本であるとの考えのもと、流域の有する豊かな自然環境や河川景観等の保全・創出と地域の風土・歴史等に配慮しながら、堤防整備や河道の掘削等の河川整備を実施する。 川内川の上流部においては、遊水機能を活かした洪水調節施設等によって河道への負担を低減するとともに、引堤、堤防の整備、河道掘削及び分水路の整備による河積の拡大等を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。 川内川の中下流部においては、既設洪水調節施設の治水機能の向上や新たな洪水調節施設によって河道への負担を低減するとともに、引堤、堤防の整備、河道掘削による河積の拡大等を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。	・河川整備の内容、環境・景観に関する観点の追記 ・基本方針変更における整備内容を踏まえて修正 ・河川整備の内容、環境・景観に関する観点の追記
41		河道掘削等による河積の確保にあたっては、掘削の形状の工夫等による再堆積抑制対策や河床のキャッピング等による河床低下防止対策等を施し、河道の安定・維持に配慮する。さらに、上下流一律で画一的な河道形状を避ける等の工夫を行い、掘削後もモニタリングを踏まえた順応的な対応により、川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境や河川景観の保全・創出を行う。また、河川利用等との調和に配	・河道掘削及び引堤における配慮事項について追記 ・地震・津波対策 耐震対策の追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		慮する等良好な河川空間の形成を図り、河積の確保を図る。 引堤による河積確保の際は、地域住民との合意形成を重ねてこれまでに実施してきたまちづくりと一体となった引堤事業を踏まえるとともに、将来の河道整備を見据えた河積確保の方法を検討しつつ、安全の確保と新たなまちの再構築の両立を目指す。 築堤材料として使用されているシラスの特徴を踏まえ、堤防の詳細な点検及び堤防の質的強化に関する研究等を実施し、堤防の質的強化を図り、堤防の安全性を確保する。また、地震・津波対策を図るため、堤防の耐震対策を講ずる。山間狭窄部、支派川の分合流部等については、洪水の安全な流下、河床の安定を図るため、洪水時の水位の縦断変化等について継続的な調査観測を実施し、その結果を反映した河川整備や適切な維持管理を実施する。また、河道で処理できない流量については、既設洪水調節施設の治水機能の向上を図るとともに、洪水調節施設を整備する。	
42		洪水調節機能の強化にあたっては、沿川の営農等の土地利用の将来像を踏まえるとともに、ネイチャーポジティブを踏まえた環境の保全・創出を図る。なお、既存ダムの最大限活用の検討等にあたっては、施設管理上の負担軽減にも留意するものとする。また、降雨の予測技術の活用や観測網の充実、施設操作等に必要なデータ連携を図るなどデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進し、流域内の既存ダムにお	・洪水調節機能の強化について記載 ・農業関連事業との連携に関する内容について追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		いては、施設管理者との相互理解・協力の下で、関係機関が連携し効果的な事前放流の実施や施設改良等による洪水調節機能強化を図る。	
43		段階的な河川整備の検討に際しては、さまざまな洪水が発生することも想定し、基本高水に加え可能な限り発生が予測される降雨パターンを考慮して、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際には、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。	・ 水害に強い地域づくりの観点の追記 ・ 河川管理者が実施する被害軽減対策の充実について追記
44		想定最大規模も含む基本高水のピーク流量を上回る洪水及び整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、水害に強い地域づくりの推進により住民等の生命を守ることを最優先とし、流域全体で一丸となって、国・県・関係市町・流域内の企業や住民等、あらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためのあらゆる対策を速やかに実施していく。この対策に当たっては、中高頻度等複数の確率規模の浸水想定や、施設整備前後の浸水想定等、多段階のハザード情報を活用していく。	・ 気候変動により発生が予測される降雨パターンへの対応を追記 ・ 河川管理者が実施する被害軽減対策の充実について追記
45		氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用	・ 関係機関や地域住民等と

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		の変化や利水ダムの事前放流及び田んぼダムの実施状況等の把握に加え、治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。	連携する取組を追記 ・河川管理者の支援を追記
46		被害対象を減少させるために、流域の関係者に低中高頻度といった複数の確率規模の浸水や施設整備前後の浸水を想定した多段的なハザード情報を提供する等、関係市町や県の都市計画・建築部局等が地域の持続性を踏まえ 立地適正化計画の枠組等の活用による水害リスクを考慮した土地利用規制や立地の誘導等の防災まちづくりを推進できるよう技術的支援を行う。	・関係機関や地域住民等と連携する取組を追記 ・河川管理者の支援を追記
47		被害の軽減、早期復旧・復興のために、復旧資機材の備蓄、支川や内水を考慮した複合的なハザードマップ、水害版企業BCP の作成支援や災害対応タイムラインの作成支援、地域住民も参加した防災訓練、地域の特性を踏まえた防災教育への支援、避難行動に資する情報発信の強化等により、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図るとともに、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実を図る。災害被害を軽減するためには、住民の自発的な取組、地域コミュニティの助け合いによる取組、行政による取組が不可欠であるという自助・共助・公助等の精神のもと、市町長による避難指示等の適切な発令、住民等の自主的な避難、的確な水防活動、円	・関係機関や地域住民等と連携する取組を追記 ・河川管理者の支援を追記 ・ソフト対策を追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		滑な応急活動の実施、市町との連携による高台や避難路の整備等を促進し、地域防災力の強化を推進する。 また、デジタル技術を導入・活用し、個人の置かれた状況や居住地の水災害リスクに応じて適切な防災行動がとれるよう地域住民の理解促進に資する啓発活動の推進や地域住民も参加した防災訓練等による避難の実行性の確保を関係機関や地域住民と連携して推進する。	
48		土砂・洪水氾濫による被害のおそれがある流域においては、沿川の保全対象の分布状況を踏まえ、一定規模の外力に対し土砂・洪水氾濫及び土砂・洪水氾濫時に流出する流木による被害の防止を図るとともに、それを超過する外力に対しても被害の軽減に努める。対策の実施にあたっては、林野部局及び砂防部局等の関係機関と連携・調整を図り、人工造林・間伐等の森林整備、治山施設整備等による土砂、流木の生産流出抑制・捕捉等に加え、土砂の流送制御のための河道形状の工夫や河道整備を実施する。併せて、施設能力を超過する外力に対し、土砂・洪水氾濫によるハザード情報を整備し、関係住民等への周知に努める。 なお、土砂・洪水氾濫は気候変動により頻発化しており、現在対策を実施していない地域においても、将来の降雨量の増加や降雨波形の変化、過去の発生記録、地形や保全対象の分布状況等の流域の特徴の観点から土砂・洪水氾濫の被害の蓋然性を踏まえ対策を検討・実施する。	・土砂・洪水氾濫対策について追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
49	内水被害の著しい地域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施する。	内水被害の著しい地域においては、 気候変動による降雨分布の変化及び河道や沿川の状況等を踏まえ、河川の整備や必要に応じた排水ポンプの整備の実施に加え、流出抑制に向けた保水・貯留機能を確保する対策、土地利用規制や立地の誘導等、自治体を実施する内水被害の軽減対策に必要な支援を実施する。また、沿川自治体や下水道管理者等の関係機関と連携を図りながら対策を進めていくとともに、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の連携強化に努める。 なお、内水排除のための施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切な運用を行う。	・内水被害地域における対策について記載
50		さらに、洪水・地震・津波・高潮防災のため、堤防の耐震対策や構造物の機能維持等を図るとともに、復旧資機材の備蓄、情報の収集・伝達、復旧活動の拠点等を目的とする防災拠点等の整備を行う。 堤防、洪水調節施設、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確にし、維持修繕、機能改善等を計画的に行うことにより、常に良好な状態を保持するとともに、樋門の無動力化・遠隔操作化や河川監視カメラによる監視の実施等により施設管理の高度化、効率化を図る。さらに、流域全体を俯瞰し、維持管理の最適化が図られるよう、国及び県の河川管理者間の	・防災に関する考え方を追記 ・維持管理について No52 から移動 ・維持管理強化を追記 ・連携強化に関する追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		連携強化に努める。	
51	川内川の上流部においては、遊水機能を活かした洪水調節施設等によって河道への負担を低減するとともに、堤防の新設、拡築、河道掘削及び分水路の整備による河積の拡大等を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、治水対策を早期かつ効果的に進めるため、河道や沿川の状況等を踏まえ、住民との合意形成を図りつつ、連続した堤防による洪水防御だけでなく輪中堤や宅地の嵩上げ等の対策を実施する。 川内川の中流部においては、既設洪水調節施設の治水機能の向上や新たな洪水調節施設によって河道への負担を低減するとともに、堤防の新設、拡築、河道掘削及び分水路の整備による河積の拡大等を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、治水対策を早期かつ効果的に進めるため、河道や沿川の状況等を踏まえ、住民との合意形成を図りつつ、連続した堤防による洪水防御だけでなく輪中堤や宅地の嵩上げ等の対策を実施する。 川内川の下流部においては、引堤、堤防の新設、拡築及び河道掘削による河積の拡大等を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。		・ No. 40 へ移動
52	堤防、洪水調節施設、堰、排水機場、樋門等の河川管理施設の機能を確保するため、平常時及び洪水時における巡視、点検をきめ細かく実施し、河川管理施設及び河道の状態を的確に把握する。維持修繕、機能改善等を計画的に行うことに		・ No. 50 へ移動

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	より、常に良好な状態を保持するとともに、樋門の遠隔操作化や河川空間監視カメラによる監視の実施等の施設管理の高度化、効率化を図る。なお、内水排除の施設については、排水先の河川の出水状況等を把握し、適切な運用を行う。また、堤防の耐震対策を進めるとともに、高潮堤防の整備を講じる。		
53	河道内の樹木については、樹木による阻害が洪水位に与える影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、洪水の安全な流下を図るため計画的な伐開等の適正な管理を実施する。	河道内の樹木については、樹木による阻害が洪水位に 及ぼす 影響を十分把握し、河川環境の保全 や創出を図り つつ、洪水の安全な流下を図るため 樹木の繁茂状況等について河道管理基本シートを基に要注意箇所を抽出し、計画的な伐採等適正な管理を実施する。また、河道内の州の発達や深掘れの進行等についても、河道管理基本シートを用いて適切な管理を実施する。 また、河川維持管理の高度化・効率化に向け、3 次元河川管内図の構築並びにデータの充実を図る。	・河道内維持管理について記載
54	また、計画規模を上回る洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減できるよう、必要に応じた対策を実施する。さらに、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画や都市計画との調整等、総合的な被害軽減対策を自助・共助・公助等の精神のもと、関係機関や地域住民等と連携して推進する。災害に強い地域づくりを実現するため、情報提供手段の		・ソフト対策について No45 へ移動

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	多様化、適切な土地利用への誘導等の推進、防災ステーション等の防災拠点の整備を行うとともに、ハザードマップの作成の支援、地域住民も参加した防災訓練等により災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図る。		
55	本川及び支川の整備にあたっては、水系全体の治水安全度のバランスに考慮しつつ、本支川及び狭窄部の上下流、中流部の洪水調節施設の上下流におけるバランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。		・ No32 へ移動
56		加えて、流域対策の検討状況、科学技術の進展、将来気候の予測技術の向上、将来降雨データの充実等を踏まえ、関係機関と連携し、さらなる治水対策の改善に努める。	・ 改善の考え方を追記
57	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	イ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持	
58	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現状において必要な流量は概ね確保されているが、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量を確保する。	河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、現状において必要な流量は概ね確保されており、引き続き広域的かつ合理的な水利用の促進を図るとともに、流水の正常な機能を維持するため必要な流量を確保するように努める。	・ 表現の適正化
59	また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体制を整備するとともに、水利使用者相互間の水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。	さらに、渇水等の被害を最小限に抑えるため、渇水発生時の情報提供や連絡体制を強化し、広域的かつ合理的な視野に立った水利使用者相互間の水融通の円滑化に向けた取組みを関係機関及び水利使用者等と連携して推進する。 また、気候変動の影響による降雨量や流況の変化等の把握に努め、関係者と共有を図る。	・ 表現の適正化

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
60	ウ 河川環境の整備と保全	ウ 河川環境の整備と保全	
61	河川環境の整備と保全に関しては、川内川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、川内川の流れが織りなす良好な河川景観や、多様な動植物が生息・生育する自然環境を保全及び創出し、次世代に引き継ぐよう努める。	河川環境の整備と保全・創出に関しては、 これまでの流域の人々と川内川 との歴史的・文化的な関わりを踏まえ、川内川の 流れと豊かな自然 が織りなす良好な河川景観を 保全・創出し、生物の多様性が向上することを目指して良好な河川環境の保全・創出 を図るとともに、多様な動植物が生息・生育・繁殖する 豊かな自然環境 を次世代に継承する。	・表現の適正化
62	このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、空間管理をはじめとした河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の整備と保全に努めるとともに、河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、代償措置等によりできるだけ影響の回避・低減に努め、良好な河川環境の維持を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。	このため、 川内川 流域の自然的、社会的状況を踏まえ、 河川空間管理 をはじめ、土砂動態にも配慮しながら、 ネイチャーポジティブの観点 からも、河川環境管理の目標を定め、良好な河川環境の 保全・創出 を図る。河川工事等においては 多自然川づくり を推進し、動植物の生息・生育・繁殖場となる 瀬や淵、ワンド・たまり、蛇行河川の直線化により減少した湿地環境 など、生態系ネットワークの形成にも寄与する 良好な河川環境の保全・創出 を図る。河川工事等により河川環境に影響を与える場合には、影響を事前に予測し、できるだけ影響を回避・低減し、良好な河川環境の 保全・創出 を図る。また、劣化若しくは失われた河川環境の状況に応じて、河川工事等により、かつての 良好な河川環境の再生・創出 を図る。実施にあたっては、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。	・生態系ネットワークの観点を追記
63	動植物の生息地・生育地の保全については、貴重種を含む多様な動植物を育む瀬・淵やワンド、河岸、河畔林、河口干	河川環境の保全・創出の実施にあたっては、当該河川環境の目標を見据え、重要種を含む多様な動植物を育む瀬・淵や	・表現の適正化 ・河川環境の保全・創出の目標について

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	潟等の定期的なモニタリングを行いながら、生物の生活史を支える環境を確保できるよう良好な自然環境の保全に努める。	ワンド、河岸、河畔林、湿性地等の定期的なモニタリングによって生息場及び動植物の応答を確認しつつ、順応的に対応することを基本とする。持続可能で魅力ある地域づくりにも資するよう、地域住民や関係機関と連携しながら川づくりを推進する。また、河川環境の重要な要素である土砂動態等を把握し、河川生態系や砂州等の保全のための適切な土砂供給と、河床の動的平衡の確保に努める。さらに、新たな学術的な知見も取り入れながら、生物の生活史全体を支える環境の確保を図る。	
64		川内川流域においては、連続する瀬・淵、湧水環境等の特徴的な生態系を次世代に継承するため、河川を基軸とした生態系ネットワークの形成に着目し、上下流や支川、流入水路等との連結性を維持・確保するとともに、河道掘削や貯留機能の確保等に際して、アユ等が生息・繁殖する連続した瀬・淵等やチスジノリ等が生育・繁殖する湧水環境・地下水等の生態系ネットワークの形成に寄与するグリーンインフラを保全・創出する。また、地域と連携し、河川周辺の水田・湿地・森林・海岸など流域全体のグリーンインフラの保全・創出に取り組む。 さらに、まちづくりや地域活動との連携を通じて、保水・遊水機能の発揮や、水辺の利活用、地域の魅力の向上、安全で質の高い生活環境の形成など、グリーンインフラの多面的な機能を活用した地域づくりを推進する。	・生態系ネットワーク及びグリーンインフラについて 追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
65	上流部におけるカワゴケソウやカワゴケミズメイガ、チスジノリ等の生育・生息環境の保全、中流部においてアユやニゴイ、ホタル等が生息する瀬、淵やワンド、砂礫河原や水際草地、タヌキ等が生息するアラカシやメダケ等の河畔林の保全に努めるとともに、下流部においては、ケフサイソガニ等が生息する干潟等の保全に努める。	上流部においては、絶滅危惧種のミナミメダカが生息・繁殖するワンド・たまり、オイカワ等の魚類が生息・繁殖する瀬・淵を保全・創出する。阿波溪谷の溪流及びアラカシ群落等の山付き樹林を保全する。イカルチドリ等の鳥類が生息・繁殖する砂礫河原、絶滅危惧種のコガタノゲンゴロウ等の水生昆虫が生息・繁殖するツルヨシ群集等の湿生植物帯を保全・創出する。国指定天然記念物のチスジノリ発生地を保全する。カワゴケミズメイガ（幼虫）が食草とする、絶滅危惧種で鹿児島県指定天然記念物のカワゴケソウの生育環境を保全する。 中流部においては、絶滅危惧種のマナヅルがねぐらとして利用している砂礫河原、ワンド・たまりを保全・創出する。アユ等が生息・繁殖する瀬、ニゴイが生息・繁殖する淵、カワニナ等の貝類、カワニナを餌とするゲンジボタル（幼虫）等が生息・繁殖する水際の緩流域を保全・創出する。カワセミ等鳥類の止まり木、ゲンジボタルの生息場となる河畔林を保全する。 下流部においては、絶滅危惧種のヤマトシマドジョウ等の魚類が生息・繁殖する砂河床のワンド・たまりを保全・創出する。トビハゼ等の魚類やケフサイソガニ等の底生動物が生息・繁殖する砂質の干潟を保全する。ミサゴ等が生息・繁殖するスダジイ、アラカシ等の樹林を保全する。	・川内川における河川環境の保全・創出の目標を上流・中流・下流に追記 ・表現の適正化
66		アユをはじめとする魚類の生息に配慮し、瀬・淵が交互に	・表現の適正化

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
		出現する現状の河床形態や豊富な生物の生息場を提供している砂礫層については、治水面との調和を図りつつ可能な限り保全を行うとともに、産卵場の再生等に取り組む。また、築堤・樋門等の設置に伴い、背後地の水路等との間に段差が生じていることにより、魚類等の移動が阻害されていることを踏まえ、横断工作物の整備・改良にあたっては、魚類等の移動に十分留意するとともに、関係機関との連携・調整の下、魚道等の改良や整備、樋管等の段差改善により縦横断的な連続性の確保を図る。	・生態系ネットワーク形成の取組内容を追記
67		なお、特定外来生物の生息・生育が確認された場合は、在来生物への影響を軽減できるよう関係機関等と迅速に情報共有するなど連携して適切な対応を行う。 鶴田ダム湖では、令和 2 年（2020 年）8 月頃から外来水草（ボタンウキクサ、ホテイアオイ）が大規模に繁殖したため回収船等による回収を実施し、令和 3 年（2021 年）4 月末までに概ね回収を終えた。今後、巡視体制の強化による早期回収・繁殖抑制及び発生源対策や水草投棄防止の啓発等、関係機関等と連携した対応を行っていく。	・特定外来生物への対応等記載 ・鶴田ダム湖における巡視体制強化を追記
68	良好な景観の維持・形成については、上流部における田園風景、曾木の滝等の景勝地、薩摩川内市街地における都市景観と調和した河川景観の保全・創出に努める。	良好な景観の維持・形成については、上流部における田園風景、曾木の滝等の景勝地、薩摩川内市街地における都市景観と調和した河川景観の保全・創出を図る。あわせて、沿川自治体の関連計画等と整合・連携し、観光資源や貴重な憩いの場としての水辺景観の維持・形成を図る。	・表現の適正化 ・沿川自治体との連携の視点を追記

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
69	人と河川との豊かなふれあいの確保については、流域住民に川内川への関心を高めてもらうため、既存の親水施設等を利用したイベントや環境学習等を通じて情報発信を行うとともに、県境を越えて流れる大河川内川の上下流における相互理解を深めつつ、流域住民と一体となった川づくりを目指す。さらに、川内川、鶴田ダムの水環境と周辺の自然景観、観光資源が一体となった活力のある流域づくりを目指す。また、水辺空間を活かしたボートレース大会や花火大会、瀬を利用したアユ漁などの利用が継続的に行えるような整備・保全に努める。	人と河川との豊かなふれあいの確保については、多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出しつつ、地域の暮らしや風土、歴史、文化を形成してきた川内川の恵みを活かしつつ、川や自然とのふれあい、既存の親水施設等を利用したイベントや環境学習等を通じて情報発信を行うとともに、県境を越えて流れる大河川内川の上下流における相互理解を深めつつ、流域住民と一体となった川づくりを目指す。さらに、川内川、鶴田ダムの水環境と周辺の自然景観、観光資源が一体となった活力のある流域づくりを目指す。また、水辺空間を活かしたボートレース大会や花火大会、瀬を利用したアユ漁などの利用が継続的に行えるような整備・保全に努める。 その際、高齢者をはじめとして誰もが安心して川や自然に親しめるようユニバーサルデザインに配慮する。また、沿川の自治体等の関連計画との連携・調和を図り、河川利用に関する多様なニーズを十分反映する等、地域の活性化や持続的な地域づくりのため、まちづくりと連携した川づくりを推進する。	・表現の適正化 ・ユニバーサルデザインの視点を追記 ・沿川自治体のまちづくりおの連携の視点を追記
70	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、さらなる水質の向上に努める。	水質については、河川の利用状況、沿川地域の水利用状況、現状の環境を考慮し、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質の保全を図る。	・表現の適正化
71	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、	河川敷地の占用及び許可工作物の設置、管理については、	・表現の適正化

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全について十分配慮するとともに、治水・利水・河川環境との調和を図りつつ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう努める。また、環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映させる。	動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出、景観の保全について十分配慮するとともに、治水・利水・河川環境との調和を図りつつ、貴重なオープンスペースである河川空間の多様な利用が適正に行われるよう努める。また、環境に関する情報収集やモニタリングを関係機関と連携しつつ適切に行い、河川整備や維持管理に反映させるとともに、得られた情報については地域との共有を図る。	
72	地域の魅力を引き出すため、地域住民が河川管理に積極的に参画する取り組みを関係機関や地域住民と連携し推進する。川内川は、景勝地における観光、ボートレース大会、花火大会等のイベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、「水辺の楽校」等の施設を活用しながら、地域住民や河川を中心に活動する住民団体等との交流を深め、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習や河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。	さらに、川と流域が織り成す風土、歴史、文化を踏まえ、地域住民や団体、関係機関との連携を強化し、地域の魅力と活力を引き出す河川管理を推進する。川内川は、景勝地における観光、ボートレース大会、花火大会等のイベント、スポーツレクリエーション等地域住民の憩いの場として利用されていることも踏まえ、過年度に整備された「水辺の楽校」をはじめ、平成 29 年（2017 年）以降に水系一貫のかわまちづくり事業として登録された地域を活用しながら、地域住民や河川を中心に活動する住民団体等との交流を深め、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進するとともに、防災学習や河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る。	・表現の適正化 ・かわまちづくりを追加
73	2. 河川の整備の基本となるべき事項	2. 河川の整備の基本となるべき事項	
74	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	
75	基本高水は、昭和40年7月洪水、昭和47年6月洪水、平成5年8	基本高水は、昭和40年（1965年）7月洪水、昭和47年（1972年）	・西暦追加

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由																				
	月洪水及び平成18年7月洪水等の既往洪水について検討した結果、基準地点川内においてそのピーク流量を9,000m³/sとする。	6月洪水、平成5年（1993年）8月洪水及び平成18年（2006年）7月洪水等の既往洪水について検討し、気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮した結果、基準地点川内においてそのピーク流量を9,900m³/sとする。	・表現の適正化 ・基本高水ピーク流量等の変更 ・気候変動を踏まえた記載を追記																				
76	このうち、流域内の洪水調節施設により 2,000m³/s を調節し、河道への配分流量を 7,000m³/s とする。	このうち、流域内の洪水調節施設等により 2,400m³/s を調節し、河道への配分流量を 7,500m³/s とする。																					
77		なお、気候変動の状況やその予測に係る技術・知見の蓄積や、流域の土地利用や保水・貯留・遊水機能の変化等に伴う流域からの流出特性や流下特性が変化し、また、その効果の評価技術の向上など、基本高水のピーク流量の算出に係る前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする。	・気候変動の影響等の考慮について追記																				
78	基本高水のピーク流量等一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>川内川</td><td>川内</td><td>9,000</td><td>2,000</td><td>7,000</td></tr></table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	川内川	川内	9,000	2,000	7,000	基本高水のピーク流量等一覧表 <table><tr><th>河川名</th><th>基準地点</th><th>基本高水のピーク流量 (m³/s)</th><th>洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)</th><th>河道への配分流量 (m³/s)</th></tr><tr><td>川内川</td><td>川内</td><td>9,900</td><td>2,400</td><td>7,500</td></tr></table>	河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)	川内川	川内	9,900	2,400	7,500	
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																			
川内川	川内	9,000	2,000	7,000																			
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m³/s)	洪水調節施設等による調節流量 (m³/s)	河道への配分流量 (m³/s)																			
川内川	川内	9,900	2,400	7,500																			
79	（２） 主要な地点における計画高水流量に関する事項	（２） 主要な地点における計画高水流量に関する事項																					
80	計画高水流量は、上真幸 ^{かみまさき} 地点で1,900m³/sとし、羽月川等からの流入量を合わせ、鶴田ダム地点において5,500m³/sとする。	計画高水流量は、上真幸 ^{かみまさき} 地点で1,900m³/sとし、羽月川等から ^{みやのじょう} の流入量を合わせ、鶴田ダム下流の宮之城地点において	・表現の適正化 ・計画高水流量等の変更																				

	川内川水系河川整備基本方針（平成 19 年 4 月）	川内川水系河川整備基本方針（変更）	変更理由
	さらに、鶴田ダム下流の宮之城 ^{みやのじょう} 地点において4,000m ³ /s、川内 ^{くまのじょう} 地点において7,000m ³ /sとし、隈之城川等からの流入量を合わせ、河口地点において8,000m ³ /sとする。	4,100m ³ /s、基準地点川内において7,500m ³ /sとし、隈之城川 ^{くまのじょう} 等からの流入量を合わせ、河口地点において8,700m ³ /sとする。	
81	川内川計画高水流量図（単位：m³/s）	川内川計画高水流量図（単位：m³/s）	・計画高水流量の変更
82	（３） 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	（３） 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項	
83	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	本水系の主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。	
84		計画高潮位については、海岸管理者と連携し、気候変動による予測をもとに平均海面水位の上昇量や潮位偏差の増加量を適切に評価し、海岸保全基本計画との整合を図りながら、必要に応じて設定を行う。	気候変動による潮位の影響についての追記

85	主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表				主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表				・ 測地系変更による修正		
	河川名	地点名	*1 河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P. (m)	川 幅 (m)	河川名	地点名	*1 河口又は合流点からの距離(km)		計画高水位 T.P. (m)	川 幅 (m)
	川内川	上真幸	104.6	224.85	140	川内川	上真幸	104.6		223.69	140
		宮之城	37.7	27.74	150		宮之城	37.7		27.97	150
		川内	12.1	6.99	290		川内	12.1		7.22	300
河口	0.0	**2.36	810	河口	0.0	**2.59	810				
注) T.P. : 東京湾中等潮位					注) T.P. : 東京湾平均海面						
※1 : 基点からの距離					※1 : 基点からの距離						
※2 : 計画高潮位					※2 : 計画高潮位						
86	(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項				(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項						
87	本川の倉野橋地点から下流における既得水利は、農業用水として約0.8m³/s、上水道用水として約0.3m³/s、鉱工業用水として約1.5m³/sの許可水利があり、この他にかんがい面積42haの慣行水利がある。これに対し、倉野橋地点における過去19年間（昭和61年～平成16年）の平均低水流量は約30.7m³/s、平均渇水流量は約22.0m³/s、10年に1回程度の規模の渇水流量は約18.2m³/sである。				本川の倉野橋地点から下流における既得水利は、農業用水として約0.8m³/s、上水道用水として約0.3m³/s、鉱工業用水として約1.4m³/sの許可水利があり、この他にかんがい面積42haの慣行水利がある。これに対し、倉野橋地点における過去36年間（昭和61年（1986年）～令和3年（2021年））の平均低水流量は約33.7m³/s、平均渇水流量は約24.6m³/s、10年に1回程度の規模の渇水流量は約19.8m³/sである。				・ 時点修正（流量等）		
88	倉野橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、概ね 20m³/s とする。				倉野橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、概ね 20m³/s とする。						
89	なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。				なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該流量は増減するものである。						

※市町合併を反映

